

# 帝京福祉専門学校

同窓会給付型奨学金制度

# 帝京福祉専門学校

## 同窓会給付型奨学金制度規程

(奨学生志願者の資格)

第1条 帝京福祉専門学校同窓会給付型奨学生の志願資格は、次のいずれかの要件を満たす帝京福祉専門学校の学生（以下「学生」という）とする。

- (1) 学業、人物ともに優秀であり、将来介護専門職として活躍する志を持っている者
- (2) 自ら働いて学費や生活費を捻出し、学業に励んでいる者
- (3) 経済的事由により学業を断念せざるを得ない状況にある者
- (4) その他、特別な事由により帝京福祉専門学校校長（以下「校長」という）が推薦する者

(奨学金の額及び支給期間及び対象人数)

第2条 奨学生に支給する奨学金の額は月額10,000円とし、支給期間は2年次の4月から3月末までとする。（12ヶ月）但し、額についてはその時々状況により変動することもあり、帝京福祉専門学校同窓会理事会（以下「理事会」という）に設置された奨学金選考委員会の議を経て決定する

2. 対象人数は3名とする

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第3条 奨学生志願者は2月末までに校長に奨学生願書を提出するものとする

2. 校長は、帝京福祉専門学校同窓会長（以下「会長」という）に奨学生願書と奨学生推薦書を提出するものとする

(奨学生の決定)

第4条 会長は、奨学生について理事会に設置された奨学金選考委員会の議を経て決定した結果を、3月末までに校長に通知する

2. 入学式に奨学金授与式を行う

(奨学金の支給)

第5条 奨学金は、奨学生の指定する銀行口座へ毎月支給する

(学業報告書の提出)

第6条 奨学生は、修業年限の2月末までに「学業報告書」を校長あてに提出しなければならない

2. 校長は、奨学生より提出された「学業報告書」を、すみやかに会長に送付するものとする

(奨学生による会長への提出)

第7条 奨学生は、次のいずれかに該当したときは「変更届」を、校長あてに提出するものとする

- (1) 休学、長期にわたって欠席、復学、転学、留学または退学したとき
- (2) 停学等、学校による処分が行われたとき
- (3) 本人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

2. 校長は、奨学生より提出された「変更届」をすみやかに、会長に提出するものとする

(奨学金の一時停止)

第8条 奨学生は次のいずれかに該当したときは「一時停止届」を、校長あてに提出するものとする

- (1) 休学、長期にわたって欠席または留学したとき
- (2) 学業等の状況により必要があると認められたとき

2. 校長は、奨学生より提出された「一時停止届」を、すみやかに会長に提出するものとする

(奨学金の再支給)

第9条 奨学金の支給を一時停止された者が復学したときは奨学金の支給を再開することができる。奨学生は「再支給届」を、校長にあてに提出するものとする

2. 校長は、奨学生より提出された「再支給届」をすみやかに、会長に提出するものとする

(奨学金の中止)

第10条 奨学生が次のいずれかに該当したときは、「中止届」を校長あてに提出するものとする。

- (1) 転学、退学したとき
- (2) 停学等、学校による処分が行われたとき
- (3) 怪我、疾病等の為に卒業の見込みがなくなったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 全各号のほかに第1条(奨学生の資格)に規定する奨学生としての資格を失ったとき

2. 校長は、奨学生より提出された「中止届」をすみやかに、会長に提出するものとする

(奨学金の辞退)

第11条 奨学生は、校長に奨学金の辞退を申し出ることができる。奨学生は、「辞退届」を校長あてに提出するものとする。

2. 校長は、奨学生より提出された「辞退届」をすみやかに、会長に提出するものとする

(進路報告書)

第12条 奨学生は、進路が決定したとき、「進路報告書」を校長あてに提出するものとする。

2. 校長は、「進路報告書」をすみやかに、会長に提出するものとする

(奨学金の届出)

第13条 会長は、校長からの届出を受理した場合、奨学金選考委員会の議を経て決定するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

付則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。